

7 対応策

「24時間いじめ相談テレフォン」の設置

いじめに悩む子どもの相談を24時間受け付けられるよう、相談電話を設置する。

スクールカウンセラーによる支援

学校の要請に応じて、臨床心理士等によるカウンセリングや支援のため、学校にスクールカウンセラーを派遣する。

いじめ対策サポートチームの派遣

いじめに関して、指導や支援が必要な学校に対して、教育委員会の生徒指導担当や教育センターの相談担当の指導主事を学校に派遣する。

いじめ相談窓口の設置

教育委員会学校指導課内にいじめ相談窓口を設置する。

生徒指導サポーターの派遣

必要に応じて、民間人を中心とする生徒指導サポーターを学校に派遣し、学校における生徒指導等に関する支援や関係機関との連携の支援を行う。

アンケート結果や事例集の活用

アンケート調査時に、「今、いじめられている」と回答のあったもの全てについて正確な実態の把握に努め、解消に向け、学校全体で迅速に取り組むよう指示したところであり、現在各学校において対応している。

さらに、既に各学校に「いじめ対応マニュアル作成事例集」を配付したところであり、これを基に、学校独自のいじめ対応マニュアルを作成し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応にあたるよう指導の徹底を図っている。